

## 野村企業価値分配指数

Equity: インデックス事業部

## インデックス構成ルールブック

リサーチアナリスト

インデックス・プロダクツ

インデックス事業部 - NFRC

idx\_mgr@nfrco.jp

野村企業価値分配指数(英語表記: Nomura Enterprise Value Allocation Index)は、収益性が高く、適切な設備・人材投資などの還元政策に積極的に取り組んでいる日本株銘柄を構成銘柄とする時価総額加重型(3%ウェイト上限付き)指数である。

本指数の組入対象となる銘柄は、国内金融商品取引所に上場する全ての普通株式から、利益や配当、人件費、設備投資、研究開発費等を基にした定量的な評価指標により選定される。

## 指数の特徴

- 収益性とステークホルダーへの還元度に関する9つのファクターに基づいた定量的な評価指標(総合スコア)の上位銘柄(上限300銘柄)を選定。
- 銘柄の選定には、一般に入手可能な実績財務データのみを使用し、客観性・正確性を担保。
- 投資可能性に配慮し、時価総額が小さい銘柄や流動性の低い銘柄の組入れを抑制。
- 時価総額加重型の指数であるが、構成銘柄ウェイト上限を3%に制限することで、大型銘柄へのウェイトの偏りを抑制。
- 年1回の定期銘柄入替。

# 目次

1. 定期入替 .....	3
1.1 定期入替日 .....	3
1.2 定期入替基準日 .....	3
1.3 定期入替公表日 .....	3
2. 銘柄選定と構築方法 .....	4
2.1 銘柄選定母集団 .....	4
2.2 総合スコアの算出 .....	5
2.3 指数構成銘柄の選定方法 .....	9
2.4 指数構成銘柄の保有方法 .....	10
3. 臨時入替 .....	11
3.1 合併銘柄の処理 .....	11
3.2 銘柄の除外 .....	11
4. 指数値の計算 .....	12
4.1 指数値の計算方法 .....	12
4.2 基準時価総額の修正 .....	13
4.3 指数値のメンテナンス .....	14
5. データ公開サービス .....	15
指数に関するお問い合わせ .....	16
ディスクレイマー .....	17
指数に関する方針書 .....	18

# 1. 定期入替

## 1.1 定期入替日

8月20日(休日の場合は翌営業日)を定期入替日とし、年1回、定期入替日の前営業日の引け後に実施される。

## 1.2 定期入替基準日

7月末営業日を定期入替基準日とし、基準日時点のデータを用いて計算した結果をもとに定期入替後の構成銘柄が決定される。

## 1.3 定期入替公表日

原則として、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社(NFRC)のウェブサイト上で定期入替日の7営業日前の16時頃(東京時間)に公表する。ただし、突発的な事象や直前まで情報が確定できない場合にはこの限りではない。

NFRCウェブサイト: <https://www.nfrc.co.jp/SMI/jp/neva/index.html>

## 2. 銘柄選定と構築方法

### 2.1 銘柄選定母集団

銘柄選定母集団は、定期入替基準日の前年3月末時点での国内金融商品取引所<sup>1</sup>の全市場上場銘柄のうち、前年10月15日時点(休日の場合は前営業日。以下、銘柄選定母集団判定日という。)における浮動株調整時価総額上位98%に相当する銘柄群とする。ただし、定期入替基準日の前年4月以降に新規上場した銘柄のうち、浮動株調整時価総額上位約85%に相当する銘柄や新設合併銘柄は銘柄選定母集団に含み、また、定期入替基準日時点の以下の銘柄を除外する。

- **普通株以外の株式**  
原則として普通株のみ対象とする。ただし、特に必要と認められた場合にはその限りではない。
- **整理銘柄**  
整理銘柄に指定されている銘柄は母集団に加えない。
- **特別注意銘柄<sup>2</sup>**  
特別注意銘柄に指定されている銘柄は母集団に加えない。
- **監理銘柄(審査中)または監理銘柄(確認中)<sup>3</sup>**  
監理銘柄(審査中)または監理銘柄(確認中)に指定されている銘柄のうち、定期入替直前の指数構成銘柄でないものは母集団に加えない。
- **公開買付対象会社<sup>4</sup>**  
公開買付対象会社となっている銘柄は、以下の全ての条件を満たす場合に母集団から除くことができる。  
(1)公開買付期間の終了日が構成銘柄の銘柄選定母集団判定日と定期入替日の間にある。  
(2)公開買付者が公開買付対象会社の発行済み株式数の全てを取得することを企図している。  
(3)当該株式の全部取得と引換えに、公開買付者の株式、もしくは、金銭交付をすることが付議される予定であり、公開買付対象社の賛同が得られている。
- **上場投信・不動産投資信託**
- **外国株**  
日本市場で取引されているが、外国部に上場されている、あるいは外国企業とみなされる銘柄は除く。
- **その他**  
潜在株、ワラントやその権利は除く。日本銀行も除く。

<sup>1</sup> 東京証券取引所(プライム市場、スタンダード市場、グロース市場、TOKYO PRO Market)、名古屋取引所、札幌取引所、福岡取引所

<sup>2</sup> このルールは2016年8月定期入替から適用される。

<sup>3</sup> このルールは2016年8月定期入替から適用される。

<sup>4</sup> このルールは2016年8月定期入替から適用される。

## 2.2 総合スコアの算出

### 2.2.1 銘柄選定に用いる財務項目の採用方法

定期入替基準日時点で利用可能なデータのうち、以下に定める過去3期分の実績財務データを用いる。

- 過去3期分
  - 直近決算期：決算日が定期入替基準日の前年4月から当年3月に含まれる本決算
  - 二期前決算期：決算日が直近決算期から1年遡った期間に含まれる本決算
  - 三期前決算期：決算日が二期前決算期から1年遡った期間に含まれる本決算
- 財務データ会計基準の優先順位
  - 採用される財務データの会計基準の優先順位は、国際会計基準(IFRS)、米国会計基準(SEC)、日本会計基準連結(連結)、日本会計基準単独(単独)とする。
  - ただし、複数の財務項目から、会計基準と財務項目の優先順位に従って採用する場合は、以下の通りの優先順位とする。

財務項目 A、財務項目 B、財務項目 C の優先順位で採用する場合；

IFRS の財務項目 A > SEC の財務項目 A > 連結の財務項目 A

>IFRS の財務項目 B > SEC の財務項目 B > 連結の財務項目 B

> IFRS の財務項目 C > SEC の財務項目 C > 連結の財務項目 C

> 単独の財務項目 A > 単独の財務項目 B > 単独の財務項目 C

## 2.2.2 スコア計算対象母集団

定期入替基準日時点におけるデータを用い、銘柄選定母集団における以下の基準を満たす銘柄をスコア計算対象母集団とする。

### 時価総額基準

- ① 全上場銘柄のうち、過去1年の平均月次売買代金上位2,000銘柄を抽出
- ② 銘柄選定母集団のうち、浮動株調整時価総額上位1,000銘柄を①を満たす銘柄群から抽出

### 信用力基準

- ・ 過去3期の営業利益<sup>5</sup>・当期純利益<sup>6</sup>・自己資本<sup>6</sup>のいずれかが利用できない銘柄を除外
- ・ 過去3期全ての期で営業損失<sup>7</sup>の銘柄を除外
- ・ 過去3期全ての期で当期純損失<sup>8</sup>の銘柄を除外
- ・ 過去3期のいずれかの期で債務超過<sup>9</sup>の銘柄を除外

<sup>5</sup> 営業利益(電鉄業は全事業営業利益、銀行は業務純益、保険業は事業利益)が利用できない銘柄は、経常利益(IFRSの場合は税引前当期純利益、SECの場合は税金等調整前当期純利益)、純利益の優先順位で採用する。

<sup>6</sup> 自己資本が利用できない場合は、資本合計(貸借対照表の資本の部の合計または株主資本)とする。

<sup>7</sup> 営業損失とは、営業利益がマイナスであることとする。営業利益(電鉄業は全事業営業利益、銀行は業務純益、保険業は事業利益)が利用できない銘柄は、経常利益(IFRSの場合は税引前当期純利益、SECの場合は税金等調整前当期純利益)、純利益の優先順位で採用する。

<sup>8</sup> 純損失とは、当期純利益がマイナスであることとする。

<sup>9</sup> 債務超過とは自己資本(純資産合計から(新株払込金+新株予約権+少数株主持分)を引いたもの)がマイナスであることとする。自己資本が利用できない場合は、資本合計(貸借対照表の資本の部の合計または株主資本)とする。

### 2.2.3 ファクターの順位スコア

定期入替基準日時点における過去3期分のデータを用いて加工した9つのファクターを算出し、スコア計算対象母集団内の順位(以下、順位スコアという。)を算出する。9つのファクターは以下の方法で計算する。ただし、過去3期全ての期の値が利用できない場合は、順位スコアをN.A.として処理する<sup>10</sup>。

- ① 純利益総額  
当期純利益の3期合計。3期合計とは、直近決算期、二期前決算期、三期前決算期の値の合計である<sup>11</sup>(以下同様)。値が大きいほど上位となる。
- ② 総資産利益率(ROA: Return On Asset)。  
総資産利益率(利益÷総資産)の3期平均。3期平均とは、直近決算期、二期前決算期、三期前決算期の値をそれぞれ3:2:1の比率で加重平均することである(以下同様)。分子の利益は営業利益<sup>12</sup>、経常利益<sup>13</sup>、純利益の優先順位で採用される。値が大きいほど上位となる。
- ③ 株主資本配当率(DOE: Dividend On Equity)  
株主資本配当率(配当総額÷自己資本<sup>14</sup>)の3期平均。分子の配当総額、または分母の自己資本がゼロ以下の場合、株主資本配当率をゼロとして扱う。値が大きいほど上位となる。
- ④ 人件費総額  
人件費合計(人件費+労務費)の3期合計。値が大きいほど上位となる。
- ⑤ 売上高人件費増減額率  
人件費合計(人件費+労務費)の対前期増減額の売上高に対する比率(人件費増減額÷売上高)の3期平均<sup>15</sup>。増減額とは、前期の値に対する差で、当期、前期の値が同一採用方法で利用できない場合は計算対象外とする。値が大きいほど上位となる。
- ⑥ 従業員数増減率  
従業員数の対前期増減率の3期平均。増減率とは、前期の値に対する比率で、(当期の値-前期の値)÷前期の値で計算される。当期、前期の値が同一採用方法で利用できない場合は計算対象外とする。値が大きいほど上位となる。
- ⑦ 設備投資・研究開発費総額  
(設備投資(資本的支出)<sup>16</sup>+研究開発費)の3期合計。ただし、設備投資が利用できない場合、有形固定資産合計(当期)-有形固定資産合計(前期)+減価償却費(当期)とする。値が大きいほど上位となる。
- ⑧ 総資産設備投資・研究開発費率  
総資産に対する⑦設備投資・研究開発費の比率((設備投資(資本的支出)+研究開発費)÷総資産)の3期平均。値が大きいほど上位となる。
- ⑨ 総資産設備投資・研究開発費率の増減幅  
⑧総資産設備投資・研究開発費率の対前期増減幅の3期平均。増減幅とは、前期の値に対する差で、当期、前期の値が同一採用方法で利用できない場合は計算対象外とする。値が大きいほど上位となる。

<sup>10</sup> 処理方法は「2.2.4 総合スコアの算出」を参照。

<sup>11</sup> 値が利用できない期は、それ以外の期の平均値で補完する。

<sup>12</sup> 電鉄業は全事業営業利益、銀行は業務純益、保険業は事業利益とする。

<sup>13</sup> IFRSの場合は税引前当期純利益、SECの場合は税金等調整前当期純利益とする。

<sup>14</sup> 自己資本(純資産合計-(新株払込金+新株予約権+少数株主持分))が利用できない場合は、資本合計(貸借対照表の資本の部の合計、または株主資本)とする。

<sup>15</sup> 分母の売上高がゼロ以下の場合、計算対象外とする。

<sup>16</sup> 会計基準が単独の場合は、当期設備投資額(工事ベース)とする。

図表 1: 9つのファクター

No.	ファクター	加工方法
1	純利益総額	3期合計
2	総資産利益率(ROA)	3期平均
3	株主資本配当率(DOE)	3期平均
4	人件費総額	3期合計
5	売上高人件費増減額率	3期平均
6	従業員数増減率	3期平均
7	設備投資・研究開発費総額	3期合計
8	総資産設備投資・研究開発費率	3期平均
9	総資産設備投資・研究開発費率の増減幅	3期平均

出所: NFRC

## 2.2.4 総合スコアの算出

スコア計算対象母集団内の9つのファクターの順位スコアを平均した値を個別銘柄の総合スコアとする。ただし、順位スコアがN.A.の場合、「500」<sup>17</sup>とする。

<sup>17</sup> 順位スコアの中央値の近似値。

## 2.3 指数構成銘柄の選定方法

以下に定義するリバランスバンドを考慮した総合スコア上位300銘柄のうち、流動性基準を満たすものを指数構成銘柄とする。ただし、指数構成銘柄数が100に満たない場合は、以下に定義する銘柄数調整処理を行う。

### (1) リバランスバンド<sup>18</sup>

- ① 総合スコア上位250銘柄は無条件で採用
- ② 定期入替直前の指数構成銘柄のうち、総合スコア上位350位以内の銘柄から指数構成銘柄数が300になるまで総合スコア順に採用<sup>19</sup>
- ③ ①、②により300銘柄に満たない場合は、指数構成銘柄数が300になるまで総合スコア順に採用<sup>18</sup>

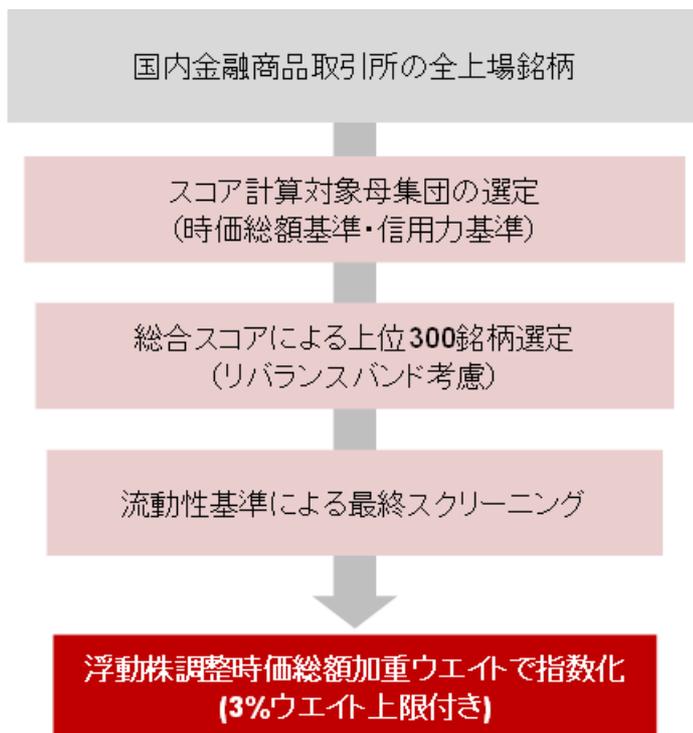
### (2) 流動性基準

- ・ 過去1年間の売買成立日数(出来高がゼロでない日)が200日より少ない銘柄を除外
- ・ 過去1年間の売買代金合計が1,000億円より少ない銘柄を除外(以下、売買代金基準とする)

### (3) 銘柄数調整処理

指数構成銘柄数が100に満たない場合は、(2)流動性基準を満たす銘柄のうち、総合スコア上位400位以内の銘柄から総合スコア順に指数構成銘柄が100銘柄になるまで採用する。

図表 2: 指数構築方法



出所: NFRC

<sup>18</sup> このルールは2016年8月定期入替から適用される。

<sup>19</sup> 上位300位の銘柄が複数ある場合は、浮動株調整時価総額の大きい順に採用。

## 2.4 指数構成銘柄の保有方法

### 2.4.1 指数構成銘柄の組入ウエイトとその上限

指数構成銘柄の組入ウエイトは、定期入替基準日時点の浮動株調整時価総額<sup>20</sup>に比例した比率とする。ただし、組入ウエイトの上限は3%とし、上限超過分を浮動株調整時価総額に応じて他の銘柄に比例配分する。

### 2.4.2 指数構成銘柄の組入株数と組入比率

前項で決定された組入ウエイトに等しくなるように、定期入替基準日時点のデータを用い、指数構成銘柄の組入株式数と組入比率(%)を計算する。

$$\text{組入時価総額}_i = \text{組入ウエイト}_i \times \Sigma_i(\text{浮動株調整時価総額}_i)$$

$$\text{組入株式数}_i = \text{組入時価総額}_i \div \text{野村コンポジット株価}_i$$

$$\text{組入比率}_i = \text{組入株式数}_i \div \text{指数計算用発行済株式数}_i$$

ここで、添え字の  $i$  は  $i$  番目の構成銘柄を表し、 $\Sigma_i$  は指数構成銘柄に関する和を表す。

### 野村コンポジット株価

直近60営業日の値付き率と出来高をもとに、各銘柄ごとに適正に値づけされていると考えられる取引所を選定し、その取引所における株価を野村コンポジット株価とする。取引所の選定は原則として日次で行う。株価は次の優先順位で採用される。

採用取引所の約定価格<sup>(注)</sup> > 採用取引所の基準値段 > 前営業日の野村コンポジット株価

(注) 気配引けの場合は最終気配値を採用する。

<sup>20</sup> 浮動株調整時価総額  $i$  = 指数計算用発行済株式数  $i$  × 野村コンポジット株価終値  $i$  × (1 - 安定持株比率  $i$ ) とする。安定持株比率は大株主データ、有価証券報告書の保有有価証券明細表、取引所や企業が公表した情報(所報や目論見書など)を参考にして安定して保有されているとみなされる安定持株数から推定している。指数計算用発行済株式数は「4.2 基準時価総額の修正」にある資本異動のタイミングに従って、株数の変化を反映させた発行済株式数。

## 3. 臨時入替

### 3.1 合併銘柄の処理<sup>21</sup>

下記のルールを原則として、一時的な指数からの銘柄除外を防ぎ、連続的に組入れるよう処理を行う。

#### 3.1.1 吸収合併の場合

上場廃止になる完全子会社や被合併銘柄を上場廃止後も採用し、合併期日に除外する。上場廃止後の完全子会社や被合併銘柄の評価価格には存続する完全親会社や合併銘柄の時価に割当比率(合併比率)を勘案した価格を用いる。また、存続する完全親会社や合併銘柄は、割当比率(合併比率)を考慮して合併期日(休日の場合は翌営業日)に組入比率を変更する。

#### 3.1.2 新設合併の場合

事業承継される完全親会社が非上場でかつ短期間のうちに上場される銘柄については、完全親会社の新規上場日に完全子会社を除外する。上場廃止後の完全子会社の評価価格には上場廃止日前日の評価価格を用いる。また、完全親会社は、新規上場日に採用する。ただし、完全親会社が定期入替後の構成銘柄とならないことが明らかな場合、完全子会社は上場廃止日に指数から除外されることがある。

### 3.2 銘柄の除外

#### 3.2.1 整理銘柄の指定<sup>22</sup>

整理銘柄に指定された日(休日の場合は翌営業日)の4営業日後に除外する。ただし、複数の市場に上場されている銘柄の場合、いずれかの市場で整理銘柄に指定されていない場合は除外しない。

#### 3.2.2 上場廃止

「3.1 合併銘柄の処理」などへの対応に該当しない事由によって上場廃止になる場合には、上場廃止日に除外する。

#### 3.2.3 母集団の定義に著しくそぐわなくなった場合

構成銘柄が「2.1 銘柄選定母集団」の定義に著しくそぐわなくなったと考えられる事由が発生した場合、当該会社、証券取引所、政府機関、または、規制当局の公式発表をもって除外することができることとする。ただし、銘柄を除外した後、その事由が取り下げられている場合には、次回定期入替時に母集団不適格を解除する。

<sup>21</sup> このルールは2002年4月の異動分から適用される。

<sup>22</sup> このルールは2010年4月21日から適用される。2001年12月28日以前は整理ポスト割当日に、2001年12月29日から2009年8月23日までは、整理銘柄指定日の翌々営業日、2009年8月24日から2010年4月20日までは、整理銘柄指定日の3営業日後に除外している。

## 4. 指数値の計算

### 4.1 指数値の計算方法

#### 4.1.1 指数値の基準日・基準値・公表開始日

基準日を2001年8月17日とし、基準日の指数値(基準値)は10,000とする。

この指数の公表開始日は2016年4月15日。

#### 4.1.2 指数時価総額の計算

組入時価総額<sub>i</sub> = 野村コンポジット株価<sub>i</sub> × 組入株式数<sub>i</sub>

指数時価総額 =  $\sum_i$ (組入時価総額<sub>i</sub>)

ここで、添え字の  $i$  は  $i$  番目の構成銘柄を表し、 $\sum_i$  は指数構成銘柄に関する和を表す

#### 4.1.3 指数値の計算

資本異動や構成銘柄の変更など、市況変動が要因ではない時価総額の変動により指数値が影響されることを防ぐため、基準時価総額を使って以下の通り計算される。

ここで、添え字  $t$  は当日、 $t-1$  は前営業日を表す。

- ・ 配当除く指数

基準時価総額<sub>t</sub> = 指数時価総額<sub>t-1</sub> + 修正時価総額<sub>t</sub>

$$\text{リターン}_t = \frac{\text{指数時価総額}_t}{\text{基準時価総額}_t} - 1$$

$$\text{指数値}_t = \text{指数値}_{t-1} + \left(1 + \text{リターン}_t\right)$$

- ・ 配当込み指数

基準時価総額<sub>t</sub> = 指数時価総額<sub>t-1</sub> + 修正時価総額<sub>t</sub> - 修正配当総額<sub>t</sub>

$$\text{リターン}_t = \frac{\text{指数時価総額}_t + \text{配当総額}_t}{\text{基準時価総額}_t} - 1$$

$$\text{指数値}_t = \text{指数値}_{t-1} \times \left(1 + \text{リターン}_t\right)$$

- ・ 配当の反映方法

配当込み指数では、配当を配当落ち日に指数値に反映させる。配当落ち日には配当額が確定していないため、会社発表の予想配当(なければ東洋経済新報社の予想配当)を用いる<sup>23</sup>。後に予想配当と実績配当に差異が生じた場合には、決算発表の当月末営業日(決算発表が月末営業日の場合は翌月末営業日)に基準時価総額の修正を行う。その他、配当調整が必要な場合は、その事実が把握された日の当月末営業日(事実が把握された日が月末営業日の場合は翌月末営業日)に基準時価総額の修正を行う。

<sup>23</sup> このルールは2011年12月末決算期分から適用される。それ以前は配当落ち日に実績配当を用いた。

## 4.2 基準時価総額の修正

資本異動や構成銘柄の変更が生じた場合、以下の通り基準時価総額の修正を行う。ただし、株式分割、株式併合、額面変更など払い込みを伴わない資本異動では時価総額は不変であるため、基準時価総額の修正は行わない。

図表 3: 資本異動のタイミング

	資本異動	修正日	採用株価
銘柄入替	株式移転、株式交換、合併	変更上場日	前日株価
	会社分割(分割会社)及びスピノフ	権利落日	使用しない <sup>24</sup>
	銘柄入替	銘柄入替日	前日株価
増資	株主割当	権利落日	発行価格
	新株予約権無償割当	権利落日	行使価額
	自己株式無償割当	権利落日	前日株価
	公募増資	払込期日の翌営業日(発行日決済取引の場合は新株式の上場年月日)	前日株価
	第三者割当増資	変更上場日の5営業日後	前日株価
	優先株の転換	転換株数が把握された日の月末営業日	前日株価
	新株予約権付社債の権利行使	権利行使された新株数が把握された日の月末営業日	前日株価
	新株予約権の行使		
会社分割(承継会社の新株式)	変更上場日	前日株価	
減資	自己株式消却	自己株式が消却された日の翌月末営業日	前日株価
	割当失権	割当失権が公表された日の月末営業日(月末5営業日以降に公表された場合は翌月末営業日)	前日株価
	有償減資	効力発生日	前日株価
その他	その他調整	基準時価総額の修正が必要なその他調整が所報で公表された日の月末営業日(月末5営業日以降に公表された場合は翌月末営業日)	前日株価

出所: NFRC

<sup>24</sup> 会社分割(分割会社)及びスピノフの場合、減少資本により基準時価総額を修正する。減少資本の定義は以下の通り。

① 分割会社が、分割する部門あるいはスピノフ会社の株式の評価額を公表しない場合:

減少資本 = 分割会社の資本の部から減少する予定の資本総額(減少資本金等)

② 分割会社が、分割する部門あるいはスピノフ会社の株式の評価額を公表する場合:

減少資本 = 分割する部門の評価額 あるいは、スピノフ会社の株式の評価額 × 総株式数

## 4.3 指数値のメンテナンス

定期入替および臨時入替、その他必要に応じて銘柄入替を実施する。また、下記の資本異動によって指数計算済株式数に変更がある場合は、組入株数が不変となるよう、組入比率を変更する。

- 株式移転、株式交換、合併<sup>25</sup>
- 株主割当
- 新株予約権無償割当
- 公募増資
- 第三者割当増資
- 優先株の転換
- 新株予約権付社債の行使、新株予約権の行使
- 会社分割(承継会社の新株式)
- 自己株式消却
- 割当失権
- 有償減資
- その他調整

<sup>25</sup> 完全子会社(被合併会社)が指数構成銘柄の場合、完全子会社(被合併銘柄)の組入株数の合計となるよう、割当比率(合併比率)を考慮の上、完全親会社(合併会社)の組入比率を変更する。

## 5. データ公開サービス

### 指数提供メディア<sup>26</sup>

---

本指数は以下の媒体で公開されている。

Bloomberg : NMRIJOEV(配当無し)  
                  NMRIJIEV(配当込み)

QUICK : SNJPEVA/NRIJ

LSEG : .NEVA(配当無し)  
          .NEVATR(配当込み)

ウェブサイト: <https://www.nfrc.co.jp/SMI/jp/neva/index.html>

---

---

<sup>26</sup> 公開情報は全て参考値とする。

## 指数に関するお問い合わせ

---

野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社

インデックス事業部

Email [idx\\_mgr@nfrco.jp](mailto:idx_mgr@nfrco.jp)

ウェブサイト [https://www.nfrco.jp/SMI/jp/neva/index\\_contacts.html](https://www.nfrco.jp/SMI/jp/neva/index_contacts.html)

---

# ディスクレイマー

野村企業価値分配指数の知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下、NFRC)に帰属します。

なお、NFRCは、当インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、インデックスの利用者およびその関連会社が当インデックスを用いて行う事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

インデックスの算出において、電子計算機の障害もしくは天災地変その他やむを得ない事由が発生した場合は、インデックスの公表を延期または中止することがあります。

本ルールブック作成時点において想定していない事象が発生した際には、事前にアナウンスの上、当該アナウンスにおける記載事項を優先的に取り扱うことがあります。

インデックス・データを取得した経路(当社ウェブサイト、情報ベンダー各社のサービスを通じた取得、等)に関わらず、これらのインデックスをご利用の際は、「インデックス・ライセンスについて」をご確認ください。

「インデックス・ライセンスについて」 <https://www.nfrc.co.jp/SMI/jp/indexlicense.html>

- 本資料は、お客様への情報提供を目的として、NFRCが作成したものです。
- 本資料に掲載された全ての意見や予想はNFRCの本資料作成時点での判断に基づいており、通知なく変更されることがあります。また、本資料における将来の予測に関する意見が実際に生ずるということを担保あるいは保証するものではありません。本資料の内容の一部は、NFRCが信頼性があると判断した様々な入手可能な情報に基づいています。しかし、NFRCはその正確さを保証するものではなく、これらの情報は要約された不完全なものである可能性があります。過去の投資実績は将来の結果を示唆するものではありません。
- 本資料は特定の証券取引に関する投資勧誘や投資アドバイスを目的としたものでもありません。
- NFRCが開発・提供する市場インデックス(自社関連インデックス)が使用されている運用商品等をお客様が投資対象とする場合、当該インデックス利用料の一部が直接的・間接的問わずNFRCに帰属する可能性があります。自社関連インデックスの詳細は以下のウェブサイトをご参照ください。  
証券市場インデックス <https://www.nfrc.co.jp/SMI/jp/>
- 本資料は、配布されたお客様限りでご使用ください。本資料はNFRCの著作物であり、NFRCの書面による事前の承諾なく、本資料の全部もしくは一部を複製、転送または再配布することはご遠慮ください。

会社名	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社
金融商品取引業者	登録番号 関東財務局長(金商) 第451号
加入協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会 会員番号(第011-00961号)

# 指数に関する方針書

指数に関する方針書及び関連する規制対応についての文書は以下参照。

<https://www.nfrc.co.jp/SMI/jp/guides/index.html>

- ガバナンス体制に関する方針書
- 利益相反に関する方針書
- 指数算出に関する方針書
- 不服処理に関する方針書